常願寺川水系河川整備計画 [大臣管理区間] (たたき台)

平成 20 年 10 月 国土交通省 北陸地方整備局

常願寺水系河川整備計画 (たたき台)

【目次】

第1章 河川整備計画の基本的な考	テえ方1
第1節 河川整備計画の主旨	1
第2節 河川整備の基本理念	1
第3節 計画対象区間	2
第4節 計画対象期間	3
第2章 常願寺川流域等の概要	4
第1節 流域等の概要	4
第3章 河川の現状と課題	17
第1節 洪水による災害の発生の[5止又は軽減に関する事項17
第2節 流水の適正な利用及び正常	常な機能の維持に関する事項35
第3節 河川環境の整備と保全に関	掲する事項42
第4章 河川整備計画の目標	55
第1節 洪水による災害の発生の[方止又は軽減に関する目標55
第2節 流水の適正な利用及び正常	常な機能の維持に関する目標57
第3節 河川環境の整備と保全に関	引する目標57
第4節 河川の維持管理に関する目	目標58
第5章 河川整備の実施に関する事	項59
第 1 節 河川工事の目的、種類及	び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される
河川管理施設の機能の概要	59
第2節 河川の維持の目的、種類及	ひび施工の場所69

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第1節 河川整備計画の主旨

「常願寺川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(以下、本計画)は、河川法の三つの目的、

- ・ 洪水、高潮等による災害発生の防止
- ・ 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 17 年 11 月に策定された「河川整備基本方針」に沿って河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

第2節 河川整備の基本理念

常願寺川水系河川整備計画では下記を基本理念とし、「川づくり」に取り組みます。

「暴れ川を治め、水と石を礎に、地域に恵みと学びをもたらす常願寺川」



写真 常願寺川を下流より望む

第3節 計画対象区間

流域や洪水の氾濫域、常願寺川の水の恩恵が及ぶ地域を対象エリアとして課題を抽出し、 下記に示す国土交通大臣が河川管理を行っている区間を本計画の河川整備実施区間とします。

河川名 -	区間		延長(km)
	上流端	下流端	進文 (KIII)
常願寺川富山	富山県富山市岡田字岩谷割9番の	海に至るまで	01 5
	2 地先の横江堰堤	(時に主るよう)	21.5

表 1.1 常願寺川水系大臣管理区間

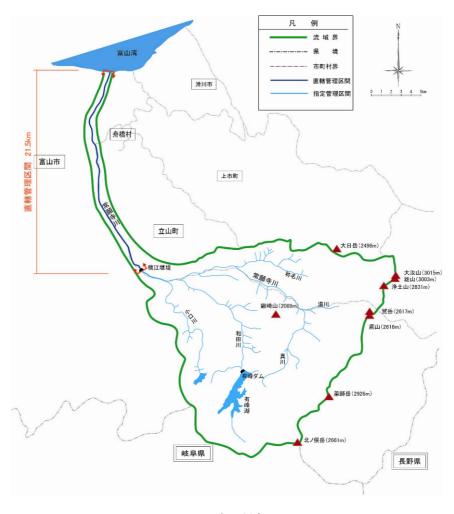


図 1.1 計画対象区間

第4節 計画対象期間

本計画は、常願寺川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、概ね30年間とします。

なお、本計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定 したものであり、策定後、これらの状況の変化や、新たな知見、技術の進歩等により、必要 に応じて適宜本計画の見直しを行います。